

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 要人往来（沖縄要人來日、訪米）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): 松岡琉球政府行政主席, 長嶺琉球政府立法院議長, 椎名外務大臣, 屋良琉球政府行政主席, 星琉球政府立法院議長, 愛知外務大臣, 訪米報告, 訪米及びハワイ訪問報告 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43314

46
3
13
5
19

ソカ
レ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

140

電信写

- 大政事外外機管
- 務務典房
- 次次
- 臣官官審審長長
- 儀総入電厚計
- 儀書文会管給
- 費
- 国資長領移長
- 参調折企
- 参領旅移
- ア 参地中東
- 長北東西
- 参北北保
- 中南審
- 欧参西東洋
- 長西東
- 近ア長経
- 参審近ア
- 次総経国万
- 長経協長
- 参賀統
- 参政技二
- 国一理
- 参条協規
- 参政経科
- 軍社専
- 参道内外
- 長文長
- 一二

総番号(TA) 6358 主管
 7/年 2月 9日 18時 45分 沖繩 猪 米北
 7/年 2月 9日 20時 05分 本省 猪 米北
 外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

返かん協定に関する立法院要請決議

第191号 平

立法院は、9日の本会議で復帰対策特別委が起草した日米両政府に対する「返かん協定」に関する要請決議（空送）を全会一致で採択した。同決議は、返かん協定交渉の内容を明らかにすべき旨要請し、特に次の5点の実現を強調している。

1. 返かんは遅くとも72年4月1日までに実現すること。
2. どくガス撤去及び核兵器の即時完全撤去。
3. 米軍の占領から生じた損失に関するけん民の請求権を認め、完全補償すること。
4. 米国支出金及び管理資産（3公社等）をけん民に無償譲渡すること。
5. 在ちゆう米企業に、けん民経済をそ害する不当な特権の存続を認めないこと。

(了)

外務省

ソカ
レ

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

60

電信写

- 大政事外外機管
- 務務典房
- 次次
- 臣官官審審長長
- 儀総入電厚計
- 儀書文会管給
- 費
- 国資長領移長
- 参調折企
- 参領旅移
- ア 参地中東
- 長北東西
- 参北北保
- 中南審
- 欧参西東洋
- 長西東
- 近ア長経
- 参審近ア
- 次総経国万
- 長経協長
- 参賀統
- 参政技二
- 国一理
- 参条協規
- 参政経科
- 軍社専
- 参道内外
- 長文長
- 一二

総番号(TA) 7228 主管
 7/年 2月 13日 12時 30分 沖繩 猪 米北
 7/年 2月 13日 13時 39分 本省 猪 米北
 外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

立法院派遣団

第212号 平

往電第191号に関し

立法院は112日の本会議で、9日可決された「返かん協定に関する要請決議」につき関係方面に要請するため星議長以下7名の各党派代表議員を14日上京をせしめることを決定した。（日程はちゆう政東京事務所で作成中の由）

(了)

外務省

条約課長
法規課長

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

星立法院議長一行の上京について

46. 2. 13
北米(他中)

本件に対し、持策庁総務課(津田事務官)より、琉球政
府事務所(島本氏)からの依頼に対し、次のとおり電報返信。

1. 星議長他7名は、去る9日立法院で可決された「返還協
定」に関する要請決議」につき、2月14日上京、1週間

滞在し、その内閣関係者大臣に面会し、要請を行な
う意向である。(要請決議、日程、一行の氏名は別添参照)

2. 2月15日(月)は衆参両院を訪問する予定であり、
外務大臣には来週中の早い日時にアポイントメントの取

付け方を依頼したい。(なお、琉球政府事務所島本氏
は、去る大臣は国会中のことにより、多忙のため承知して

いるが、外務大臣と総務長官には面会が可能と在り
ことを望んでいよう。

16日午後3時30分頃

会見の予大臣社務より
と協沖中。(北一四)

決議第一号

沖縄の施政権返還協定に関する要請決議

日米両政府は、沖縄の一九七二年施政権返還についてその協定書の作成と調印のための準備を急いでいるといわれるが、県民は自らの将来にかかわるこの重大な問題についてならその内容を知らされていない。

われわれは、祖国の独立と世界の平和を願い、沖縄の全面返還と平和で豊かな県づくりを目指して四分の一世紀間ねばりつよくたたかいてきた。ところが、いま日米両政府によつて進められている施政権返還協定交渉は、その内容が具体的に明らかになっていない。このことにより県民は大きな不安と不満を感ずることができない。

よつて琉球政府立法院は、日米両政府に対し、施政権返還協定交渉の内容を直ちに明らかにするとともに、県民をはじめとする国民の意思を施政権返還協定に正しく反映させ、特に次に掲げる県民の要求を実現する施政権返還協定の締結を強く要請する。

一 施政権返還は、おそくとも一九七二年四月一日までに実現し、沖縄に対する日本国

の主権が完全に回復されるものであること。

二 基地については、毒ガス兵器及び一切の該兵器の即時完全撤去をはじめ、平和と安全を願う県民の要求が正しく取り入れられるようにすること。

三 米軍の一九四五年の占領以来施政権返還までの期間に生じた県民の有形無形の各種損失に関しては、県民の請求権を認め、日米両政府の取決めによつて完全に補償すること。

四 米国支出金及び米國管理資産（琉球電力公社、琉球水道公社、琉球開発金融公社等）を県民に無償譲渡すること。

五 沖縄に既に進出している外国企業については、県民経済を阻害する不当な特権の存続を認めないこと。

右決議する。

一九七一年二月九日

琉球政府立法院

電話 265-7006 (島元)
265-7001 (邦里)

議院の施政方針を決定するものとして、衆議院の要請を

内閣総理大臣 外務大臣

総理府総務長官 衆議院議長

衆議院議長

その他閣僚各大臣

◎ 法務大臣 文部大臣

厚生大臣 農林大臣

◎ 通商産業大臣 運輸大臣

郵政大臣 労働大臣

建設大臣 自治大臣

◎ 経済企画庁長官 国家公安委員会委員長
行政官庁長官

科学技術庁長官 防衛庁長官

◎ 内閣官房長官 大蔵大臣

ナリノ合衆国大統領 ナリノ合衆国副大統領

ナリノ合衆国上下両院議長 ナリノアメリカ大使

ナリノ合衆国参事長官

◎ 津波・北の町長

立法院上京日程

1. 日時: 1971年2月14日.

17:15 那霸発

19:25 羽田着.

JAL 906 便.

1. 議員名.

- (1) ^(議長) 荒 (自民) (2) 桑江朝幸 (自民)
- (3) 金井英一 (自民) (4) 大塚真順 (自民)
- (5) 平良幸市 (自民) (6) 古笠実吉 (自民)
- (7) 崎原誠 (自民) (8) 親川善一 (自民)

1. 要請先: 総理大臣、外務、総務、法務.

大蔵、文部、厚生、農林、通産、運輸、労働.

自治、郵政、建設、経企、行管、科技、副官.

官席: 村兼片、島谷、西野、藤原、米太郎.

1 帰任: 2月20日 8:50 発 TAL 906 便

大臣秘書官

条約課長 安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

琉球立法院星議長一行の外務大臣に
并するアポイントメント取得に依頼

46. 3. 15
北米1 (途中)

村兼片総務課(津田参事官)より、琉球立法院
星議長他4名の議員は立法院の院議による下記の

3要請につき、3月13日上京中(3月19日離京沖縄へ)
3月16日(火)より19日(金)の間外務大臣

を訪問したい意向の通知、アポイントメント取得
に依頼があったので報告します。(日総議

員名: 要請分別参照)

なお、本15日午後2時一行は山本総務長官

を訪問した由。

- 1. 沖縄復帰に伴う県政移行の際の暫定期間
- 2. 県庁用者の大量解雇問題の解決
- 3. 基地関係業者及び従事員の救済措置

3/16

土屋参事官

陽志田了と見直し依頼中

19日午前十時半に帰京。4人滞米(帰京)。

46. 4. 15

外務省北米課

渡中 事務官 殿

対策官 総務課

津田 事務官 殿

米球立法院議員団の上京及び大臣訪問
報告書

お礼、立法院の院議で要請決議がなされ
米政府に、そのための別添に記す通り対応
に上京にあり、大臣訪問を希望に
あり対応、巧くお取り計を願います。

(赤坂車急手紙)

3/15 2時 山中総務官

581-1992 (通)
 対策庁総務課

46. 3. 12	
琉球立法院議員団の大臣訪問について	
団長	○ 星 克 (自民)
団員	○ 太田昌知 (自民) (計他3名06)
"	○ 桑江朝幸 (自民) (未訪)
"	○ 盛島明秀 (自民)
"	○ 比嘉松榮 (自民)
訪問の目的	
立法院の院議に於て要請	
(1) 沖縄の復帰に伴う早政移行の際の暫定措置に於ける要請決議	
(2) 雇用不足の大量解消問題の解決方に於ける要請決議	
(3) 基地関係業者及びその従業員の救済措置方に於ける要請決議	
3/14	上京
3/15	午前 自民沖戦 訪問予定先
3/16	大蔵大臣、総務長官、外務大臣
3/17	各大臣訪問 通産大臣、自治大臣、常任大臣
3/19	対策庁長官
3/20	帰任

決議第二号

沖縄の復帰に伴う県政移行の際の暫定措置に関する要請決議

沖縄の復帰に伴い県政へ移行する際における法令適用に当たつての暫定措置は、県民の自主性を尊重し、かつ、日本国憲法が定めるところの地方自治の本旨に基づいて定められるものと県民は期待している。

よつて琉球政府立法院は、県民待望の県政移行が円滑に行われ、県行政をすみやかに軌道にのせるため特に次の事項が実現できるよう暫定措置を講ぜられたく院議をもつて要請する。

- 一 復帰の日において行政主席を知事とみなし、知事が選挙され就任する時まで、知事の職務を行なわせること。
 - 二 復帰の日において立法院議員を県会議員とみなし、県会議員が選挙される時まで、その職務を行なわせること。
- 右決議する。

一九七一年三月五日

琉球政府立法院

琉球政府立法院

決議第四号

軍雇用員の大體解雇問題の解決方に關する要請決議

沖縄における軍雇用員は、二十有余年にわたり、きわめて不安定な労働条件の下で労働に従事してきており、その処遇を改善することは、労働者は勿論のこと県民の切実な要求である。

しかるに、米軍は、先般の二千名に及ぶ雇用員の解雇について、一九七〇年十二月二十一日また三千名の大體解雇を發表し、三月五日には第一次の解雇予告を受けた四百余人が離職と余儀なくされるに至つた。

今後更に大體な人員整理が予想される重大事態の中で、全沖縄軍労働組合は、去る二月十日、十一日及び三月二日、三日ついに美力行使を行なつた。米軍当局が国防予算の前減を理由に、長年軍需場で働いてきたこれらの雇用員に対し、将来の生活と雇用の十分な保障も与えないままにつぎつぎと大體解雇を強行してゐることは、各方面に大きな問題を惹起し、重大な社会問題のみならず、政治問題に発展してゐる。

よつて、本院は、本土政府がこのような沖縄の実情を御察察の上、軍雇用員の生活を保障するのための適切な措置を講ずるとともに、米國政府に対し、強力に折衝して、特に次の事項が速やかに実現できるよう重ねて院議をもつて強く要請する。

- 一 将来の軍雇用員の需給計画の明示
- 二 解雇予告期間の六箇月への延長
- 三 退職手当の増額と早期支給
- 四 特別給付金及び諸手当等の増額と法の適用範囲の拡大に必要な財政措置
- 五 産業経済の開発を促進し、当面公共事業等による雇用の拡大
- 六 職業訓練の拡充強化
- 七 間接雇用制度の早期実現

右決議する。

一九七一年三月五日

琉球政府立法院

琉球政府立法院

決議第六号

基地関係業者及びその従業員の救済措置方に関する要請決議

戦後二十有余年、米国の施政権に委ねられた沖縄の経済は、産業開発や産業基盤の整備が立ち遅れ基地依存度が高く極めて不安定な状態に置かれている。

更に米国は、基地関係業者及びその従業員に何等の救済措置も講じないままにドル防衛政策を実施した。

そのために基地関係業者の経営は次第に困窮におい込まれ、企業を縮小し又は倒産したもつや従業員を解雇したもつ現われている。

このような状態の下に来年早稲稈返還を迎えるならば、彼等の生活は破壊され、路頭に迷う結果をきたし、大きな社会混乱を招くことは必至である。

よつて琉球政府立法院は、本土政府において基地関係業者及びその従業員に対し適切な救済対策を確立し、次の事項がすみやかに実現されるよう院議をもつて強く要請する。

一 転廃業のやむなきに至つた基地関係業者に対しては、長期低利の転廃業資金の融資

その他の救済措置を講ずること。

二 基地関係業者に雇用されている従業員に対し、特別な救済措置がなされるよう配慮すること。

三 基地内免許業者の許可等については、地元業者を優先すること。
右決議する。

一九七一年三月五日

琉球政府立法院

琉球政府立法院